

提出書類及び注意事項

(A) 個人のみなさま

① 変更申請のご案内

	変更届出の内容		(1)	(4)	(5)	備考	
			事業者の 名称・ 住所	事業所の 名称・ 所在地	給水装置 工事主任 技術者の 氏名・免状 交付番号		
	提出書類	様式番号					
(1)	「指定給水装置工事事業者指定 事項変更届出書」		施行規則 様式第10	○	○	○	
(2)	添 付 書 類	「住民票」		○	—	—	発行日から3か月 以内のもの (原本)
(3)		「給水装置工事主任技術 者」免状写し、または 「給水装置工事主任技術 者証」の写し		—	—	○	
(4)		事業所の位置図		—	○	—	住宅地図等
(5)		事業所の見取図 (平面図)		—	○	—	
(6)		事業所の写真 (外観・室内)		—	○	—	

【 注意事項 】

- 1 「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」について
「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10）」を提出してください。
- 2 「申請者・届出者」について
申請者・届出者は、代表者名を記入してください。
（住民票で確認します。）
- 3 「届出の期限」について
事業の申請・届出内容に変更があった時は、当該変更のあった日から30日以内に届出書を提出してください。
- 4 「住民票」について
発行から3か月以内の代表者の住民票原本を提出してください。
（注）個人番号が記載されていないもの。
- 5 「給水装置工事主任技術者免状」の写しについて
「給水装置工事主任技術者免状」の写しを添付してください。「給水装置工事主任技術者証」の写しでも可能です。（免状の交付番号を確認します。）
- 6 「事業所」について
事業所と所在地を確認するため、変更があった場合、位置図（住宅地図程度）、見取図（平面図）、外観と室内の写真の添付をお願いします。
- 7 「メールアドレス」について
申請書・届出書の内容を調整するため、メールアドレスを記載して頂くようお願いします。
- 8 「事業者」と「事業所」が同じ場合について
「(1)事業者の名称・住所」と「(4)事業所の名称・所在地」が同じ場合でも、それぞれ変更に係る事項に記入して変更届出をしてください。
- 9 (5)の「給水装置工事主任技術者の氏名の変更」について
選任している主任技術者が改名した場合（結婚や養子縁組等）に届け出てください。別の人物の変更は、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」による届出が必要です。（＝解任と選任を同時に行うことになります。）
- 10 「法人化または相続の場合の届出等」について
下表を参照してください。

表一「個人の法人化または相続の場合の届出等」

申請者	内容	具体例	届出方法
個人	法人化	個人 ⇒ 法人	廃止届出・新規申請
	相続	相続人が事業を継続したいとき	廃止届出・新規申請